

防災マニュアル

(自然災害編)

2025 年 3 月改訂版



国立大学法人宮崎大学

目 次

はじめに	3
I 災害に備えて	3
II 災害時の対応	3
1. 地震発生時の対応	
2. 津波発生時の対応	
3. 火災発生時の対応	
4. 集中豪雨・台風時の対応	
5. 自宅等で災害に遭遇した時の対応	
III 災害時の連絡体制	8
1. 災害時の通報体制	
2. 緊急連絡先	
IV 危機対策本部	8
1. 危機対策本部の設置	
2. 要員の確保	
V 災害応急対策	9
1. 避難、安否の確認	
2. 応急措置	
3. 災害時に必要な物資の調達	
VI 避難場所の提供	9
1. 避難住民の受入れ	
2. 避難場所・避難所	
3. 避難者の避難場所及び避難所への誘導	
4. 学外への施設等の提供	
VII 災害復旧	10
1. 被害状況の把握	
2. 災害復旧	
3. 二次災害の防止	
VIII 被害状況の報告、記録	11
IX 障害のある学生・教職員の災害時対応	11
1. 支援者の選定及び確認	
2. 防災カードの作成	
X その他	11

X I 別表及び掲載資料

気象庁震度階級関連解説表（別表 1）	12
台風・地震等の災害に伴う授業及び試験等の取扱いについて（別表 2）	14
備蓄品の保管（別表 3）	16
障がいのある学生・教職員にかかる注意事項（別表 4）	17
障がいのある学生・教職員の支援者にかかる注意事項（別表 5）	18
防災カード（別表 6）	19
洪水ハザードマップ	21
津波ハザードマップ	23
救命処置（C P R + A E D）【宮崎市消防局制作】	27

X II 参照資料

1. 国立大学法人宮崎大学事業継続計画書

(<http://bunsho-db.of.miyazaki-u.ac.jp/ds/dsweb/Get/Document-98421>)

- 別紙 3 - 1 「緊急避難場所一覧」
- 別紙 3 - 2 「宮崎大学防災関連配置図」
- 別紙 4 - 1 「宮崎大学における災害発生時の対応（概要）」
- 別紙 5 「危機発生時における連絡体制（時間内）」
- 別紙 6 - 1 「危機対策本部連絡先一覧」
- 別紙 6 - 2 「宮崎大学災害時優先電話一覧」
- 別紙 6 - 3 「災害発生時の外部緊急連絡先」
- 別紙 7 「危機対策本部組織」
- 別紙 8 「危機対策本部各班の業務内容」
- 別紙 1 1 - 1 「災害情報連絡票」
- 別紙 1 1 - 2 「被災状況集計表」

2. 宮崎大学危機管理基本マニュアル

(<http://bunsho-db.of.miyazaki-u.ac.jp/ds/dsweb/Get/Document-13896/>)

- 資料 8 「安否確認体制」

はじめに

このマニュアルは、宮崎県内及び近県において「地震」、「火災」、「風水害」その他による大規模災害（以下「災害」という。）の発生が予想される場合に、被害を未然に防止し、又は災害が発生した場合に、被害を最小限にとどめるとともに、災害の復旧を図る（以下「防災」という。）ために、「宮崎大学（以下「本学」という。）」における防災の組織、教職員及び学生の災害時の対応を定めたものです。災害時の対応体制は国立大学法人宮崎大学事業継続計画書（以下「宮大BCP」という。）別紙4－1「宮崎大学における災害発生時の対応（概要）」を参照。

I 災害に備えて

突発的な災害に備えるため、日頃から次の点に留意願います。

- （1）消火器・屋内消火栓及び火災報知器の設置場所と使用方法を熟知しておくこと。
- （2）自分が普段使っている建物等の非常口や災害時の避難場所を確認しておくこと。
- （3）講演会等で多数の人が集まる会場においては、必ず避難経路を事前に参加者に周知しておくこと。
- （4）書棚等転倒のおそれのあるものには、転倒防止装置を取り付けておくこと。
- （5）重い物、割れやすい物を部屋の上部に置かないこと。
- （6）日頃から実験室等を整理しておくこと。また非常口や防火扉の前、廊下、階段等に荷物を置かないこと。
- （7）ガス栓等の場所を確認しておくこと。
- （8）身の回りに非常用持出袋を用意しておくこと。
- （9）災害発生時の通報体制を整備・確認しておくこと。
- （10）被災時の居場所の確認のため、研究室や事務室単位等で緊急時連絡網を作成し、携帯しておくこと。
- （11）危機対策本部が設置された場合の自分の役割を確認しておくこと。

II 災害時の対応

1. 地震発生時の対応

地震時の三原則



①身の安全の確保



②すばやい火の始末



③避難口の確保

（1）地震発生時

突発的な地震に備え、気象庁が公表している震度と実際に発生する現象や被害との対応を示した「気象庁震度階級関連解説表」（12 頁／別表 1）を認識しておくこと。

特に、立っていることができない震度 6 強の強い揺れの場合、建物や道路、電話、電気、ガス、水道等のライフラインは麻痺していることを覚悟しておくこと。

【屋内にいるとき】

不用意に戸外に避難しないこと。なお、避難する場合は、周囲の状況をよく見て判断すること。

○研究室、事務室、教室等にいるとき

- ①テーブルや机の下に身を隠し、落下・転倒物（書棚、黒板、蛍光灯等）から身を守る。
- ②ドア付近にいる人は、ドアを開け避難口を確保する。
- ③窓際にいる人は、窓ガラスの飛散を防ぐためにブラインドやカーテンを閉め、急いで窓際から離れる。

○実験室にいるとき

- ①まず身の安全を図り、揺れが収まってから火の始末をし、電気器具などの電源を切る。
- ②火災が発生した場合、揺れが収まってから適切な消火器で初期消火活動を行う。
消火不能の場合は、部屋のドアを閉めて直ちに避難する。
- ③二次災害防止のため、危険物の取り扱いに十分注意する。

○廊下にいるとき

- ①壁が倒れてくるおそれがあるので、衣服や持ち物などで頭を覆い、速やかに近くの教室等部屋の中に避難して机の下にもぐる。
- ②近くの教室等部屋に入れない場合は、落下のおそれがあるものの下から離れ、衣服や持ち物などで頭を覆ってかがみこむ。

○エレベーターに乗っているとき

- ①全ての階のボタンを押して、停止した階で降りる。
- ②途中で停止した場合は、非常ボタン又はインターホーンで外部に救助を求める。

○図書館、体育館、食堂等にいるとき

- ①落下・転倒のおそれがある物（本棚、ロッカー、自動販売機など）から離れる。
- ②使用中の電気器具の電源を切る。

【屋外にいるとき】

- ①建物やブロック塀等倒壊のおそれのあるものから離れた空き地に避難する。

(2) 地震沈静化後

- ①地震沈静化後は指定された緊急避難場所（宮大 BCP 別紙 3－1「緊急避難場所一覧」及び宮大 BCP 別紙 3－2「宮崎大学防災関連配置図」参照）に避難する。
- ②研究室や事務室単位等でお互いに安否を確認し合う。
- ③地震による津波に注意する。正しい情報をラジオ・テレビ・インターネット・広報車等を通じて入手し、特に警報又は注意報が発令された場合は解除されるまで気をゆるめない。（詳細は、「2. 津波発生時の対応」のとおり）

2. 津波発生時の対応

(1) 正しい情報を入手する

- ①気象庁は、津波のおそれがある場合、地震発生後約3分程度で、大津波警報・津波警報または津波注意報（以下「津波警報等」という。）を発表する。地震が収まったら、ラジオやテレビ・インターネット・広報車等より、津波警報等及び避難勧告・指示等の情報収集に努め、津波に関する情報を正確に把握する。
- ②津波警報等において、予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表されるが、マグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、最初に「巨大」や「高い」という言葉で発表される。（5頁「津波警報等の種類」のとおり）
「巨大」「高い」等の言葉で津波の高さが発表されたら非常事態であるので、ただちに避難を開始する。
- ③津波の情報（経路、予想される津波の高さ、到達時間等）を得たら、できる限り周囲の学内利用者（児童・生徒・学生・教職員等）にも通知し、避難を呼び掛ける。
- ④気象庁の発表する津波の高さは、海岸線での平常潮位（津波がない場合の潮位）からの高さであり、場所によっては予想よりも高い津波が押し寄せる場合がある。また、遡上高（海岸から内陸へ津波がかけ上がる高さ）は、津波の高さの4倍程度になることもあるため、気象庁

が発表する数値が低い場合も安心せず、なるべく高い場所へ避難する。

(2) 早く避難する

- ①津波の情報を把握したら、所属管理上位者（教員、教諭、部課長等）の指示により、素早く避難する。所属管理上位者がいない場合は、各自の判断で避難する。
避難場所は最寄りの建物の上階等、できる限り高い場所とする。
- ②震源が陸地に近いと津波警報等が津波の襲来に間に合わない場合がある。強い揺れや、弱くても長い揺れがあったら、直ちに避難を開始する。
- ③後続のものに支障とならないように、なるべく徒歩で避難する。
- ④津波は繰り返し襲う上に、後から来る波の方が高くなる場合がある。一度避難したら、避難勧告・指示等が解除されるまで戻らない。

【津波警報等の種類】

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さの予想区分)	巨大地震 の場合の 発表	
＊大津波警報	予想される津波の高さが高い所で3 mを超える場合	10 m超 (予想高さ<10m)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
		10 m (5m<予想高さ≤10m)		
		5 m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高い所で1 mを超え、3 m以下の場合	3 m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低い所では津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
津波注意報	予想される津波の高さが高い所で0.2m以上、1 m以下であって、津波による災害おそれがある場合	1 m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人は直ちに海から上がって海岸から離れる。

＊大津波警報は、特別警報に位置づけられています。《気象庁ホームページより》

3. 火災発生時の対応

火災時の三原則		
①早く知らせる	②早く消火する	③早く避難する

(1) 早く知らせる

- ①「火事」ということを大声で叫び、近くの人に早く知らせるようにする。
- ②非常ベルを使用するとともに、慌てず正確に管理部署及び119番に通報する。

(2) 早く消火する

- ①身の安全を守るための脱出口を確保してから、屋内消火栓、消火器を使って消火に当たる。
ただし、薬品火災については、消火器及び水を使用できないものがあるので注意する。
- ②必要に応じて自衛消防隊を編成し、消火活動に当たる。

③消防隊が到着した場合には、火災の延焼状況を報告する。

(3) 早く避難する

火が大きくなった時には無理な消火をしようとせず、次の要領で素早く避難する。

①タオルやハンカチで口を覆い、煙を吸わないようにできるだけ姿勢を低くして避難する。

②煙で前が見えない場合は、壁に手を当て方向を確認しながら避難する。

③避難するときは、燃えている部屋の窓やドアを閉め、延焼をできるだけくい止める。

④一度避難したら再び戻らない。

4. 集中豪雨・台風時の対応

風水害時の三原則		
①気象情報に気をつける	②点検補修は早めに	③避難の準備を

(1) 風水害発生時

①気象情報に注意しながら、自分の居室のある建物の点検を行い、必要に応じて補強する。また屋外の飛散するおそれのある物を屋内に搬入する。

②屋外の道路標識等は強風に備えて倒す。

③大木やブロック塀等倒壊のおそれのあるものから離れる。車やバイク等も必要に応じて移動させる。

④低地においては土嚢を準備するなど、浸水防止に努める。

⑤カーテンやブラインドにより窓ガラスの飛散に備えるとともに、窓ガラスから離れる。

⑥土砂崩れ等が想定される地区においては、早めに避難準備を進める。

○集中豪雨

短時間のうちに狭い地域に集中的・突発的に雨が降る集中豪雨は、予測が極めて困難である。

中小河川の氾濫や土砂崩れ、崖崩れなどによる大きな被害が予測されるため、崖付近や造成地などでは気象情報に十分注意を払うことが必要である。

【雨の強さと降り方】

1 時間雨量 (mm)	人の受けるイメ ージ	屋内（木造住 宅を想定）	屋外の様 子	災害発生状況
10 以上 20 未満	ザーザーと降る	雨の音で話し 声が良く聞き 取れない	地面一面 に水たまりが できる	この程度の雨でも長く続く時 には注意が必要
20 以上 30 未満	どしゃ降り	寝ている人の 半数くらいが 雨に気づく		道路が川 のようにな る
30 以上 50 未満	バケツをひっくり返したように 降る		山崩れ・崖崩れが起きやすくなり危険地帯では避難の準備が 必要。都市では下水管から雨水 があふれる	
50 以上 80 未満	滝のように降る （ゴーゴーと降 り続く）		都市部では地下室や地下街に 雨水が流れ込む場合がある。マン ホールから水が噴出する。土 石流が起こりやすい。多くの災 害が発生する	
80 以上	息苦しくなるよ うな圧迫感があ る。恐怖を感じる		雨による大規模な災害の発生 するおそれが強く、厳重な警戒 が必要	

《気象庁ホームページより》

○台風

台風は規模・襲来時間を事前に予測することができることから、正確な情報をつかむことが大切です。

【強さの階級分け】

階級	最大風速
強い	33m/s（64 ノット）以上～44m/s（85 ノット）未満
非常に強い	44m/s（85 ノット）以上～54m/s（105 ノット）未満
猛烈な	54m/s（105 ノット）以上

【大きさの階級分け】

階級	風速 15m/s 以上の半径
大型（大きい）	500 km 以上～800 km 未満
超大型（非常に大きい）	800 km 以上

【風の強さと被害】

人への影響

15～20m/s

風に向かって歩けなくなり、転倒する人も出る。高所での作業はきわめて危険。



20～25m/s

何かにつかまっていないと立ってられない。飛来物によって負傷するおそれがある。



25m/s 以上

屋外での行動はきわめて危険



屋外・樹木の様子

15～20m/s

電線が鳴り始める。看板やトタン板が外れ始める。



20～35m/s

細い木の幹が折れたり、根の張っていない木が倒れ始める。看板が落下・飛散する。



35m/s 以上

多くの樹木が倒れる。電柱や街灯で倒れるものがある。ブロック壁で倒壊するものがある。



《気象庁ホームページより》

5. 自宅等で災害に遭遇した時の対応

- ①上記1～4を参考に各自安全の確保に努める。
- ②テレビ、ラジオ、インターネット等で交通機関及び道路の遮断等の情報収集に努める。
- ③無理して出勤・登校せずに、本学の電話連絡網を活用し連絡あるいは、本学からのメールによる連絡又は本学ホームページにより休業・休校状況について確認する。なお、休講については「台風・地震等の災害に伴う授業及び試験等の取扱いについて」(14頁／別表2)を参照のこと。
- ④休業・休校になっていない場合でも、自身で出勤・登校することが危険だと判断したときは自宅で待機し、本学に事情等を連絡する。
- ⑤危険な状態がなくなり、交通機関等が復旧した場合は本学に状況を確認してから出勤・登校する。

Ⅲ 災害時の連絡体制

1. 災害時の通報体制

被害及び避難の状況報告は、災害対策の基本となるものなので、正確かつ適切な状況報告をすることが大切である。

また、部局等においても通報体制を整備しておくことが必要である。

- (1) 災害発生時の緊急連絡体制は宮大 BCP 別紙 5「危機発生時における連絡体制(時間内)」のとおりとする。

2. 緊急連絡先

- (1) 危機対策本部が設置された場合の連絡先は宮大 BCP 別紙 6-1「危機対策本部連絡先一覧」のとおりとする。
- (2) 災害時優先電話の設置場所、電話番号等は宮大 BCP 別紙 6-2「宮崎大学災害時優先電話一覧」のとおりとする。
- (3) 外部緊急連絡先は宮大 BCP 別紙 6-3「災害発生時の外部緊急連絡先」のとおりとする。

Ⅳ 危機対策本部

1. 危機対策本部の設置

- (1) 学長は、震度 6 弱以上の地震が発生したときは、学長を本部長とする宮崎大学危機対策本部(以下「対策本部」という。)を設置する。
なお、震度 5 強以下の地震、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、必要に応じて対策本部を設置する。
- (2) 対策本部の組織は宮大 BCP 別紙 7「危機対策本部組織」及び任務は宮大 BCP 別紙 8「危機対策本部各班の業務内容」のとおりとする。
- (3) 重大な災害が勤務時間外に発生した場合は、学長又は出勤できた上位の理事・職員が対策本部を設置するものとする。
- (4) 対策本部は、事務局棟 4 階会議室に設置するものとし、事務局建物の倒壊等により危険な場合は、安全な他の建物又は陸上競技場等に設置し、直ちに各部局に通報する。

2. 要員の確保

- (1) 対策本部の構成員となる者は、対策本部の設置の有無が判明するまで本学に待機するものとする。
- (2) 対策本部長は、勤務時間内に対策本部を設置したときは、家族、家屋等の安全が確認できた職員を中心に、対策本部の要員を確保する。

- (3) 対策本部長は、通常の勤務時間外に対策本部を設置したときは、直ちに構成員を招集し、出勤してきた職員により、対策本部の要員を確保する。
- (4) 対策本部長は、対策本部の業務が24時間勤務体制となる可能性が高いことから、職員の心身の健康に十分留意する。
- (5) 対策本部長は、平常業務遂行要員の確保に努める。
- (6) 対策本部長は、家族の負傷等職員個々の状況に応じて必要な場合は職員を帰宅させる。
 - ① 家族の安否がわからない不安な状態で危機対策に臨むことは困難であることから、帰宅させる場合は、交通事情、道路事情に注意し、安全を確認、飲み物・非常食を持参させたうえで帰宅させ、帰宅後、被災状況を対策本部に報告させる。
 - ② 帰宅した職員は、家族の安否、家屋の被災状況等を確認のうえ、出勤可能となった場合は直ちに出勤する。
 - ③ 帰宅した職員は、家族、家屋が重大な被害を受けた場合には、その旨を当該職員が所属する各部局等の長又は事務局各部の長に報告し、家族の看護、家屋の復旧のための応急措置を行った後、可能な限り早期に出勤するよう努める。

V 災害応急対策

1. 避難、安否の確認

- (1) 被災した学生及び職員の緊急避難場所として、宮大 BCP 別紙3-1「緊急避難場所一覧」及び宮大 BCP 別紙3-2「宮崎大学防災関連配置図」のとおり安全な場所を確保し、寝具、食料、その他必要なものを用意し、その後、安全な建物に誘導する。
- (2) 職員は、被災時に火気設備・器具・危険薬品等を使用中の場合は、直ちに安全措置を講じるとともに、学生等及び構内にいる者を上記緊急避難場所に避難させる。
併せて、重要書類等の非常持ち出し物品を搬出する。
- (3) 各部局等の長及び各部の長は、避難した職員の氏名及び負傷した者の状況等を調査し、出勤者全員の安否を確認する。
- (4) 各部局等の長及び事務局各部の長は、宮崎大学危機管理基本マニュアル（以下「基本マニュアル」という。）資料8「安否確認体制」のとおり職員の家族及び学生等の安否並びに被害状況を確認する。
なお、災害等が勤務時間外に発生した場合においては、各部局等の長及び事務局各部の長又は出勤できた職員のうち各部局及び事務局各部の上位の職員は、出勤していない職員、その家族及び学生等の安否並びに家屋等の被害状況を確認し、職員対策チームリーダー又は学生対応班長に報告する。
 - ① 電話や直接現場を確認する等あらゆる手段を講じて速やかに確認する。
 - ② 出勤していない職員及び家族の安否並びに家屋等の被害状況についても速やかに確認する。
 - ③ 学生等の被害状況については、木花地区は学生支援課及び各学部の教務・学生支援係が連携し速やかに確認する。清武地区は医療人育成課、花殿地区は附属学校事務係が速やかに確認する。

2. 応急措置

- (1) 職員は、二次災害の発生に注意を払い、建物、通路等の安全を確認する等災害の拡大を防ぐよう努める。
- (2) 職員は、危険物等の貯蔵所、取扱い施設等について直ちに立入禁止措置をとる。
- (3) 職員は、災害による行方不明者、負傷者の発見に努め、救護・救援活動を行う。
- (4) 救護・救援の本部は避難場所等に置くものとする。
- (5) 職員は、負傷者を発見した場合には、医療班と連絡をとり、その指示に従う。

3. 災害時に必要な物資の調達

- (1) 救援物資搬出入及び保管のための場所を確保しておく。
- (2) 災害時に必要な食料品等の備蓄品を「備蓄品の保管」(16 頁／別表 3) のとおり整備する。

VI 避難場所の提供

1. 避難住民の受入れ

- (1) 近隣の住民が避難してきた場合は、危機対策本部長は、避難住民を受け入れるか否かを決定する。
- (2) 避難住民を受け入れるときは、副本部長（総務担当理事）は関係部局の長等と協議の上避難場所を決定する。

2. 避難場所・避難所

- (1) 木花地区においては、避難場所を第一順位に陸上競技場、第二順位に野球場、避難所を体育館とし、体育館に収容しきれない避難者は、創立 330 記念交流会館に収容する。
- (2) 花殿地区においては、避難場所を運動場、避難所を附属小・中学校体育館とする。なお津波時には、各校舎の 3 階以上の部分とする。
- (3) 船塚地区においては、避難場所を第一順位に運動場、第二順位に北側駐車場とする。なお津波時には、宮崎公立大学の 3 階以上の部分とする。
*「避難場所」は災害発生時に一時的に待機する場所、「避難所」は一定期間の宿泊が可能な施設等を言う。

3. 避難者の避難場所及び避難所への誘導

木花地区においては体育館、船塚地区においては附属小・中学校体育館が宮崎市の災害時指定避難所となっており、多数の近隣住民の避難が予想される。

財務・施設対応班は、宮崎市(木花地区：木花地域センターTel58-1111、船塚地区：中央東地域事務所Tel27-7871)等の災害対策者と協議しつつ、避難者を避難場所へ誘導し、その後速やかに避難所の建物内へ誘導する。

4. 学外への施設等の提供

学外の災害対策関係機関から、被災地域における人命救助その他の救援活動のため、施設等の提供の要請があった場合、危機対策本部長が提供するか否かを決定する。

自家用車での避難（車中泊）を希望する避難者は、野球場・サッカー場・ラグビー場や清花グラウンドでの受入を検討する。

VII 災害復旧

1. 被害状況の把握

副本部長（総務担当理事）は、災害による施設、設備、土地及び備品等の被害状況を速やかに調査する。

被害状況は、手を加える前に写真、ビデオ等により日付入りで記録する。

また、防犯カメラのデータも保存しておく。

2. 災害復旧

- (1) 副本部長（教育・学生担当理事）は、学生等に対する教育環境の整備に努める。
 - ①補講、追試等修学上の配慮を行う。
- (2) 副本部長（総務担当理事）は、次の事項について災害復旧に努める。

- ①職員の勤務環境の整備
- ②教育研究環境の整備
- ③施設、設備及び土地の早期復旧
- ④備品等の早期調達及び修繕
- ⑤その他災害復旧に必要な業務

3. 二次災害の防止

副本部長（総務担当理事）は、崖崩れ、建物の崩壊等危険区域の発見に努め、二次災害の防止に努める。

- ①庁舎周辺及び庁舎内を巡回し、危険区域には立入禁止の措置を講ずる。
- ②危険建物等について倒壊防止等の応急措置を講ずる。
- ③ライフラインの復旧後に備え、出火等の防止策を講じる。

VII 被害状況の報告、記録

被害状況の報告、記録については、宮大 BCP 別紙 1 1 - 1 「災害情報連絡票」及び宮大 BCP 別紙 1 1 - 2 「被災状況集計表」により総務・メディア対応班が対応する。

（1）発生時

- ①電話、口頭、電子メール等により災害発生の日時、場所、災害の原因、被害の程度を報告する。
- ②発生速報は逐次状況に応じて報告する。

（2）中間報告

- ①その後判明した被害状況を、部局の集計状況に応じて報告する。
- ②避難所を開設し、避難者の収容を実施したときは、その状況を報告する。

（3）確定報告

- ①最終的な調査結果に基づく確定被害状況を報告する。

VIII 障がいのある学生・教職員の災害時対応

1. 支援者の選定及び確認

障がいのある学生・教職員（以下「障がいのある学生等」という。）の所属する学部・部局においては、日ごろから災害に備えていざという時のための避難介護体制として避難の付き添い・介助や避難情報の伝達などの支援をできる者（以下「支援者」という。）複数名（学生は授業ごと）を決めておく。障がいのある学生等は支援者を確認し、万一の際の協力を依頼しておく。

また、障がいのある学生等及び支援者は、障がいの種類に応じて、「障がいのある学生・教職員にかかる注意事項」（17 頁／別表 4）及び「障がいのある学生・教職員の支援者にかかる注意事項」（18 頁／別表 5）をふまえて適切な行動を取るようにする。

2. 防災カードの作成

災害時には、どんな状況下に置かれることになるのか予測がつかないため、障がいのある学生等は「自分でできること、できないこと、望む援助や対応、必要とする支援等」を支援者に的確に伝えるための準備をしておくことが重要となる。

そのため、住所、氏名、生年月日、血液型、障害の種類・程度、緊急時の連絡先（自宅・家族・親戚・医療機関など）、治療の内容や服用している薬の種類、必要とする支援の内容などを記載した「防災カード」（19 頁／別表 6）を作成し、日ごろから携帯しておく。

IX その他

このマニュアルに定める事項以外については、別に定める各部局等のマニュアルにより対応するものとする。

気象庁震度階級関連解説表

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がある。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もある。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もある。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がある。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注1）木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注2）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注3）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（注 1）鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2）鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●地盤・斜面等の状況

震度 階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱 5 強	亀裂※1 や液状化※2 が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強 7	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度 5 弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある※。
断水、停電の発生	震度 5 弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度 4 程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度 6 弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度 5 弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度 6 強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

●大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱い OA 機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

《気象庁ホームページより》

台風・地震等の災害に伴う授業及び試験等の取扱いについて

〔 令和元年6月24日
大学教育委員会決定 〕

令和6年2月19日改正

台風・地震等の災害発生や発生の危険に伴う学生の安全確保を図るため、授業及び試験等の取扱いに関し必要な事項を以下のとおり定める。なお、それによりがたい場合にも、学生の安全確保を図る観点から、授業担当教員は臨機応変に適切な措置を講じるものとする。

< 1 > 通常の授業期間及び学修評価期間の取扱い

(土日、祝日、長期休業期間及び夜間に行われる授業等を除く)

(1) 次の各表の状況の欄に応じ、判断者の欄の者が危険と判断する場合は、それぞれ措置の欄に掲げる措置を行う。

1. 台風の接近に伴う判断と措置

状況	判断者	措置
午前7時の時点で、宮崎県「南部平野部」又は「南部山沿い」のいずれかの市町村に暴風警報が発令されている場合	副学長 (教育・学生担当)	午前の授業を休講 又は試験を延期
午前7時を過ぎて、宮崎県「南部平野部」又は「南部山沿い」のいずれかの市町村に暴風警報が発令された場合	副学長 (教育・学生担当)	午後の授業を休講 又は試験を延期

2. 地震の発生に伴う判断と措置

状況	判断者	措置
宮崎市内に震度「6弱」以上の地震が発生した場合	副学長 (教育・学生担当)	安全が確認されるまで、授業を一時中断、休講又は試験を延期

3. 上記以外の災害が発生または発生の危険に伴う判断と措置

状況	判断者	措置
宮崎市内に災害が発生または発生する危険性が高い場合	副学長 (教育・学生担当)	安全が確認されるまで、授業を休講又は試験を延期
教育・実習を実施する地域で災害が発生または発生する危険性が高い場合	授業担当教員 ※授業担当教員が同伴しない学外実習等の場合は、当該施設・機関または実習担当教員とする。	安全が確認されるまで、教育・実習を一時中断又は休講

(2) (1)の表に従って副学長の判断で休講等の措置を行う場合、教職員及び学生への周知は次のとおり行う。

① 学生・教職員への周知は、学び・学生支援機構教育企画課が、宮崎大学 Web サイトトップページ及び宮崎大学ポータルサイトへの掲載により行う。

② 非常勤講師への周知は、各部局が行う。

(3) (1)の表に従って授業担当教員が休講等の措置を行う場合、学生への周知は授業担当教員がシラバス (WebClass) 等を用いて行うとともに、その旨を当該部局長へ報告するものとし、部局長は副学長へ報告する。

(4) (1)の表に従って教育・実習を実施する施設・機関または実習担当教員が授業中止等の措置を行う場合、学生への周知は授業担当教員が行うとともに、その旨を当該部局長へ報告するものとし、部局長は副学長へ報告する。

＜2＞ 土日、祝日、長期休業期間及び夜間に行われる授業等の取扱い

(1) 土日、祝日、長期休業期間及び夜間に行われる授業等の取扱いについては、「＜1＞通常の授業期間及び学修評価期間の取扱い」に定める判断者を全て「授業担当教員」とし、各状況に応じた措置を講じるものとする。

(2) 授業担当教員が休講等の措置を行う場合、学生への周知は授業担当教員がシラバス (WebClass) 等を用いて行うとともに、その旨を当該部局長へ報告するものとし、部局長は副学長へ報告する。

【注】(i)警報は、「宮崎地方気象台が発表する警報」による。

(ii)警報の発令・解除及び公共交通機関運行の確認は、テレビ・ラジオ等の報道による。

(iii)宮崎県「南部平野部」又は「南部山沿い」のいずれかの市町村とは、宮崎市、国富町、綾町、日南市、串間市、都城市、三股町、えびの市、小林市、高原町を指す。

附 則
この取扱いは、令和元年6月24日から施行する。

附 則
この取扱いは、令和6年4月1日から施行する。

備蓄品の保管

<食料品等の備蓄の考え方>

○木花キャンパス

学生教職員の総人員 5,400 人の 50% (2,700 人) 及び学外者 100 人の 1 人あたり 3 食分 (2,800 人×3 食) の 8,400 食を確保する。

このうち生活協同組合提供可能分の 3,000 食を除いた 5,400 食を備蓄する。

○清武キャンパス

学生教職員の総人員 2,400 人の 50% (1,200 人) の 1 人あたり 3 食分 (1,200 人×3 食) の 3,600 食を確保する。

このうち生活協同組合提供可能分の 600 食を除いた 3,000 食を備蓄する。

○花殿・船塚キャンパス

附属小学校、附属中学校、附属幼稚園でそれぞれ 200 食を備蓄する。

※水は 1 食あたり 500mL 必要なものとする。

1. 食料品の備蓄目標数

備蓄品の種類	規格	木花 キャンパス	清武 キャンパス	花殿・船塚 キャンパス	合計
ご飯類 (保存期間 5 年)	100g (360kcal 程度)	1,800 袋	1,000 袋	200 袋	3,000 袋
パン類 (保存期間 5 年)	70g (260kcal 程度)	1,800 袋	1,000 袋	200 袋	3,000 袋
ビスケット類 (保存期間 5 年)	75g (290kcal 程度)	1,800 袋	1,000 袋	200 袋	3,000 袋
水 (保存期間 5 年)	500mL (ペットボトル)	5,400 本	3,000 本	600 本	9,000 本

2. 備蓄品の保管状況

2024 年 12 月

備蓄品の種類	規格	木花 キャンパス	清武 キャンパス	花殿・船塚 キャンパス	合計
ご飯類 (保存期間 5 年)	100g (360kcal 程度)	2,850 袋	2,250 袋	500 袋	5,600 袋
パン類 (保存期間 5 年)	70g (260kcal 程度)	540 袋	0 袋	0 袋	540 袋
ビスケット類 (保存期間 5 年)	75g (290kcal 程度)	3,120 袋	2,160 袋	336 袋	5,616 袋
水 (保存期間 5 年)	2.0L、500mL (ペットボトル)	4,752 本	1,100 本	200 本	6,052 本
非常持ち出し袋	地震対策 30 点避難セット	8 袋		2 袋	10 袋
毛布	カロンコ毛布	105 枚	20 枚	20 枚	145 枚
トラロープ	1 巻 100m	3 巻		3 巻	6 巻
ブルーシート	3.5×5.0m	7 枚	1 枚	2 枚	10 枚
リヤカー	船山(株)製 FK アルミ組立	3 台	1 台	1 台	5 台
安全キャンドル		6 個		2 個	8 個
蛍光灯ランタン	FM・AM ラジオ付き			1 個	1 個
強力防水ライト	乾電池使用	10 個		6 個	16 個
バルーン投光器	船山(株)製	2 台		1 台	3 台
LED 強力ライト	(株)ホーム電機製 SLT-411	2 個			2 個
ハンドマイク (サイル付)	星野総合商事(株)製 TR-215SA	8 個		1 個	9 個
ポータブル発電機	ヤマハ製 EF7H	9 台		3 台	12 台
カセットガス発電機	HONDA 製エネコ	6 台		1 台	7 台
ガスボンベ	カセットガス発電機用	47 本		18 本	65 本
非常用浄水器 (淡水用)	水処理エース(株)製 HP-N2000	1 式			1 式
非常用浄水器 (淡水用)	水処理エース(株)製 HP-N4000		1 式		1 式
非常用浄水器 (かん水用)	水処理エース(株)製 RedBoy	1 式	2 式	2 式	5 式

障がいのある学生・教職員にかかる注意事項

	日頃の備えなど	身の安全を守る	安全な避難
視覚障がいのある人	①メガネ、白杖等が地震で損害を受けたりなくならないよう、いつも身近で安全な場所に置いておく。 ②情報を得るためにラジオを身近に置いておく。 ③ガラスなどが飛散して床が危険になるので、軍手などを用意しておく。 ④笛やブザー、緊急時の連絡先点字メモ、メモ用録音機等、自分が助けを求めたり、安全を確保するために必要な物を身につけるようにしておく。	①地震が起きたら、まず、身の安全を図るため、身近にあるカバンや本などで(何もないときは手で)頭を覆い、身を伏せ、落下物から身を守るようにする。 ②大規模な地震の後には、慣れている場所でも自分で行動することが難しくなる。支援者に助けを求め、周囲の状況を説明してもらう。 ③地震後の教室等は、落下物やガラスの破片が飛散していることがあるので、慌てて移動しないようにする。 ④校内放送などの情報に注意し、危険な場合は、支援者と一緒に避難する。	①外に出た方がよいかどうかの判断は、とにかく大声で視覚障害であることを告げ、支援者等に状況を聞いて援助を求める。 ②地震の後には、ロッカー等が倒れたりして通路上に障害物が増え、いつもと同じように歩行することが困難になるため、支援者に避難誘導を頼む。 ③誘導を受ける場合は、肘や肩などにつかまらせてもらい、ゆっくりと歩くようにする。
聴覚障がいのある人 言語障がいのある人	①正確な情報を収集するために、緊急連絡先表や筆談に必要なメモ、筆記用具などを身につける。 ②笛やブザー等、助けを求めたり、安全を確保するために必要なものを身につける。 ③災害時に利用できる「緊急会話カード」を作成しておくことも、支援者等に支援を求める場合に大変役立つ。 ＜緊急会話カードの文面例＞ 「緊急避難場所に案内してください。私は、耳や言語が不自由です。」 「何を放送しているかメモで教えてください。」など	①地震が起きたら、落下物等だけがをすおそれがあるので、慌てて外へ飛び出さないようにする。机等の下に身を伏せ、落下物から身体を守るようにする。 ②建物内に閉じ込められるなど動けなくなった場合は、笛や携帯用ブザー、あるいは物をたたいて自分の居場所を知らせ助けを求める。 ③的確な情報を得るため、メールやインターネット等からの情報を確認する。 ④支援者に、正しい情報を教えてもらう。	①揺れが収まったら、支援者に必要な援助を依頼し、避難誘導をしてもらう。 ②大学の広報などで避難の呼び掛けがあったときは、必ず伝えてもらうよう支援者に頼んでおき、一緒に避難する。
肢体障がいのある人	①笛やブザー、携帯電話等、自分が助けを求めたり、安全を確保するために必要なものを身につける。 ②避難時の移動に備えて、幅広いひも、毛布などを用意しておく。 ＜車いす使用者＞ ①車いすが通れる幅を常に確保しておき、タイヤの空気圧は定期的に点検する。 ②車いすが使用できなくなった時のために、それに代わる杖、幅広いひもなどを用意しておく。 ③雨天や寒冷時に備え、車いすでも使用可能なカッパ等を用意しておく。	①地震が起きたら、まず、身の安全を守るため、手や持ち物で頭を覆い、また、近くの丈夫な机等へ身を伏せ、落下物から身を守るようにする。 ②車いすに乗っているときに地震が起きたら、ロッカーなどから素早く離れて、安全な場所でブレーキをかけ、カバンなどで頭を守る。 ③転倒しないためには、座る、這うなど姿勢を低くして、近くにつかまるものがあれば、しっかりつかまる。	①地震の後には通路上に障害物が増え、車いすによる通行も困難になるので、支援者に避難誘導を頼む。

障がいのある学生・教職員の支援者にかかる注意事項

	安全確保	避難誘導・情報の伝達	誘導(支援)のしかた
視覚障がいのある人 サポートのポイント 「分かりやすい説明」	①地震が起きたら、近くの机等の下などに潜るように指示する。 ②揺れが収まったら、教室の中の状況を説明し、カバンなどで頭を守らせて、転倒、落下物に注意しながら、安全な場所へ避難誘導する。	①大規模な地震の後には、普段と学内の様相が変わってしまうため、視覚障害者は、慣れている場所でも自分で行動することが難しくなる。視覚障害者に声を掛け、周囲の状況を伝え、避難場所への誘導を行う。 ②誘導する際は、周囲の状況を説明しながら歩く。切れた電線、倒れたブロック塀の位置や状況、避け方など具体的に説明する。 ③避難所で得られた情報が文字である場合は、その内容を口頭で知らせる。	①白杖を持たない方の手で支援者等の肘や肩をつかんでもらいながら、半歩前をゆっくり歩く。このとき、白杖や腕を引っ張ったり、後ろから押したりしないようにする。止まるときや歩き始めるときは、声を掛ける。 ②通路上に障害物、例えば段のある所では、段の手前で立ち止まって、段が上がるのか下がるのかを伝える。段が終わったら立ち止まり、段の終わりを伝える。位置や方向を説明するときは、その方向に向かって前後左右、この先何歩、何メートルなど周りの状況を具体的に伝える。別れる際には、その場から先の状況についても説明する。 ③盲導犬を伴っている人に対しては、方向を説明し、直接盲導犬を引いたり触ったりしないようにする。
聴覚障がいのある人 言語障がいのある人 サポートのポイント 「情報の伝達」	①教室の中で地震が起きたら、すぐに、手話、メモや手振り身振りや「緊急会話カード」などで、机の下に潜ることなどを指示する。	①音声以外の方法で正確な情報を伝える。 ②手話、筆談、身振り、絵、図などを用いて、その人にあった方法で伝える。正面から口をやや大きく動かし、ゆっくりと話せば理解できる人もいる。本人の希望する方法で行う。 ③聴覚障害者に話しかける時は、相手の視野に入るか、軽く触れて合図をする。 ④夜間は懐中電灯などで合図する等、あらかじめ話し合っておく。	①地震が収まったら、安否を確認するとともに情報が正確に伝わっているかどうかを確認する。 ②言語障がい者に援助を求められたら、相手の言葉をていねいに聞き取るようにする。聞き取りが困難な場合は、相手に断ってから筆談(メモ書き)にする。 ③電話などの代理を求められたら、進んで協力する。
肢体障がいのある人 サポートのポイント 「動作(特に移動)の介助」	①教室の中で地震が起きた場合に、自力で移動が困難な人は、頭をおおうようにして、できるだけ出入りに近く、ロッカーなどが倒れない安全な場所に移動させる。	①支援者は、地震の正確な情報を伝えたり、避難誘導の支援をする。 ②義足や杖などは濡れたコンクリートや砂の上ではすべりやすいので、足下に注意して誘導する。	車イスでの誘導のしかた ①段差を越えるときは、押す人の足元にあるステップバーを踏み、車イスの前輪を上げ、段差に乗せてから後輪を持ち上げて、静かに段差に乗せてから押し進める。上るときは車イスを前向きに、下りるときは車イスを後ろ向きにするのが安全である。いずれもブレーキをかける。 ②急な発進や停止、方向転換の際は「前に進みます」「止まります」など声を掛ける。 ③緩やかな坂は車イスを前向きにして下るが、急な坂は車イスを後ろ向きにし軽くブレーキをかけながらゆっくり下るようにする。 ④階段を避難するときは、2人から3人で車イスを持ち上げてゆっくり移動する。 車イスが使用できない場合 ①幅広いひも等でおぶったり、毛布等で作った応急担架で移動させる。 ②1人の場合は、幅広いひも等でおぶったり、シーツや毛布の両端を結んで、これにくるむように乗せたまま引っ張って移動させる。

＜表面＞

防災カード					
ふりがな 氏 名			男 女	(生年月日) 年 月 日生	
住 所					
電話・FAX			血液型	A ・ B ・ O ・ AB	
医 療 保 険		1. 健保 2. 国保 3. 共済 4. その他()			
障 害 者 手 帳		1. 身障手帳(種 級) 2. 療育手帳(区分) 3. 精神障害者保健福祉手帳(級) 4. 手帳なし			
緊急時の連絡先	①	ふりがな 氏 名		関係	
		住 所			
		電話・FAX			
	②	ふりがな 氏 名		関係	
		住 所			
		電話・FAX			
メッセージ					

<裏面>

所属団体（障害者団体・ボランティア団体等）や日頃の通所場所等	名 称	
	所 在 地	
	電話・FAX	
かかりつけの医療機関など	名 称	
	所 在 地	
	電話・FAX	
	担 当 医	
治療中の疾患や治療内容など		
使用薬・容量・服薬上の注意		
補装具・医療ケアに必要な器具	器 具 名	
	メーカー名	
	取扱店連絡先	
	備 考	
必要とする援助		

洪水ハザードマップ（宮崎市中央区域）

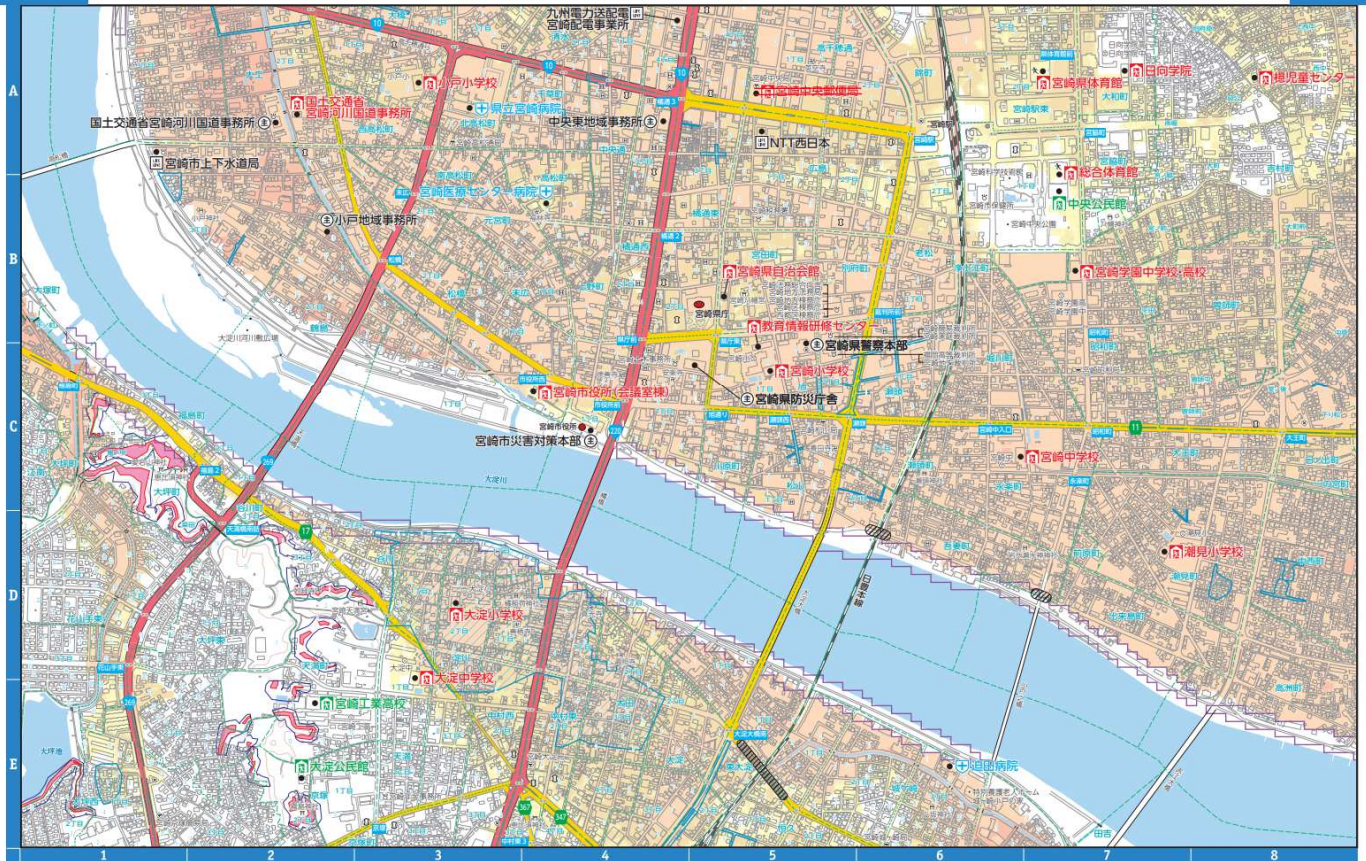
19

凡例	指定避難所（洪水浸水想定区域外）	20.0m以上の区域	重要施設等指定区域（記念館、海岸浸食）
例	指定避難所（洪水浸水想定区域内）	10.0m～20.0m未満の区域	指定水位観測所
	主要施設	5.0m～10.0m未満の区域	過去の浸水箇所（台風・豪雨等）
	緊急告知施設（病院）	3.0m～5.0m未満の区域	アンダーパス
	ライフライン	1.0m～3.0m未満の区域	災害危険区域
		0.5m～1.0m未満の区域	
		0.3m～0.5m未満の区域	
		0.3m未満の区域	

凡例	土石流	急傾斜地の崩壊	地すべり
例	土石流	急傾斜地	地すべり
	特別警戒区域	警戒区域	警戒区域
	特別警戒区域	特別警戒区域	特別警戒区域



19



指定避難所等一覧 ①

風水害時の指定避難所一覧

施設名	住所	車椅子 フロア	障がい者トイレ	MAP 位置
宮崎県医師会館	和知川原 1-101	×	○ (オスト)	15-D-3
宮崎商業高校	和知川原 3-24	○	○	15-D-1
西池小学校	西池町 12-49	○	○ (校舎)	15-E-4
宮崎西中学校	原町 1-4	○	○ (校舎)	15-E-4
宮崎県福祉総合センター	原町 2-22	○	○ (オスト)	15-E-4
宮崎大学附属小学校	花殿町 7-49	×	×	15-D-3
宮崎大学附属中学校	花殿町 7-67	○	○	15-D-3
宮崎公立大学 (体育館)	船塚 1-1-2 (体育館：船塚 2-184)	○	○	15-D-3
南九州大学・南九州短期大学	霧島 5-1-2	×	○	15-B-3
旧中部事務所	祇園 2-135	×	×	15-C-2
JA・AZM ホール	霧島 1-1-1	○	○	15-D-3

主要施設

施設名	住所	TEL	MAP 位置
宮崎市災害対策本部	橘通西 1-1-1	21-1889	19-C-4
宮崎市水防本部	和知川原 1-64-2	27-5529	15-D-3
国土交通省宮崎河川国道事務所	大工 2-39	24-8221	19-A-2
宮崎地方気象台	霧島 5-1-4	25-4032	15-A-3
宮崎県危機管理庁 (宮崎県防災庁舎内)	橘通東 2-10-1	26-7064	19-C-5
宮崎県警察本部	旭 1-8-28	31-0110	19-B-6
宮崎北警察署	錦本町 4-8	27-0110	15-E-6
消防局	和知川原 1-64-2	27-1119	15-D-3
北消防署	和知川原 1-64-2	32-4909	15-D-3
北消防署東分署	吉村町嶋田甲 744-1	23-4111	15-D-8
北消防署西部出張所	国富町大字鹿田 2416-1	75-4664	5-B-1
北消防署住吉救急出張所	大字芳土 62-2	36-3119	11-A-6
南消防署中部出張所	生目台東 1-2-1	50-3148	18-D-6
高岡総合支所移佐出張所	高岡町小山田 69-2	82-1052	13-B-3
住吉地域センター	大字島之内 7409-1	39-1314	8-B-2
生目地域センター	大字浮田 3153-1	48-1111	14-C-4
北地域センター	大字瓜生野 3909-40	41-1111	10-A-5
中央東地域事務所	橘通西 3-10-32	27-7871	19-A-4
中央西地域事務所	祇園 1-49	62-1111	15-D-2
小戸地域事務所	鶴島 2-18-23	35-3655	19-B-2
大宮地域事務所	下北方町下郷 6101	26-1120	11-E-3
東大宮地域事務所	村角町島ノ前 1346-1	26-1111	11-D-8
大淀地域事務所	大坪町西六 2211-1	50-1111	23-A-5
大塚地域事務所	大塚町鎌ヶ道 2296-3	54-2222	18-A-6
檜地域事務所	吉村町江田原甲 265-1	28-1111	16-D-1
大塚台地域事務所	大塚台西 2-18-1	47-1111	18-A-5

主要施設

施設名	住所	TEL	MAP 位置
生目台地域事務所	生目台東 4-6-2	59-9350	18-D-3
小松台地域事務所	小松台西 1-10-7	62-3333	14-B-7

ライフライン

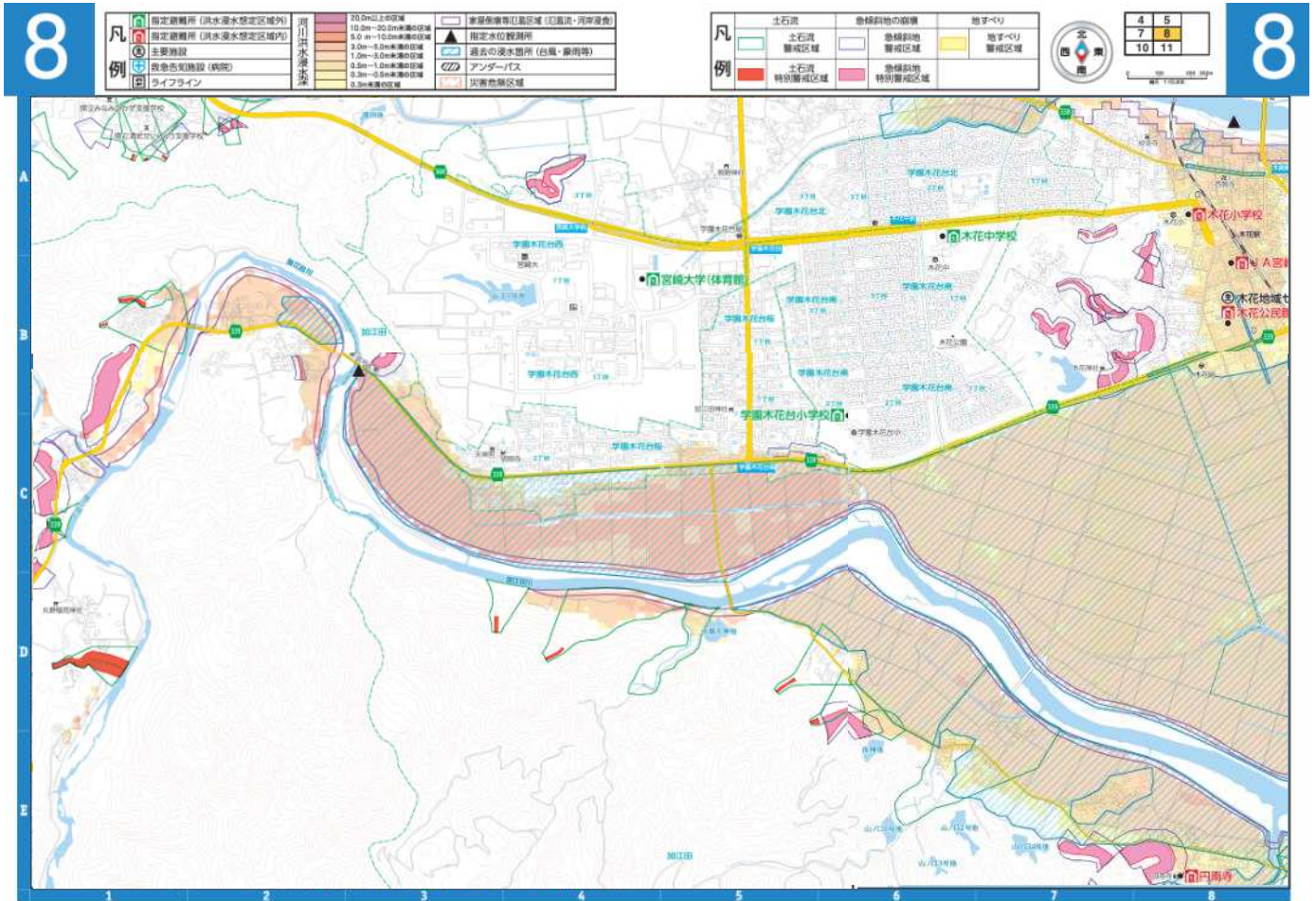
施設名	住所	TEL	MAP 位置
九州電力送配電宮崎配電事業所	橘通西 4-2-23	0120-986-962	19-A-5
宮崎ガス	阿波岐原町野間 311-1	39-3911	12-B-3
NTT 西日本	広島島 1-5-3	局番無 113	19-A-5
宮崎市上下水道局	鶴島 3-252	24-1212	19-A-1

緊急告知施設

施設名	住所	TEL	MAP 位置
宮崎善仁会病院	新別付町江口 950-1	26-1599	16-E-2
宮崎医療センター病院	高松町 2-16	26-2800	19-B-4
宮崎市医師会病院	大字有田 1173	77-9101	14-A-2
宮崎協和病院	大島町天神前 1171	24-6877	15-A-7
金丸脳神経外科病院	池内町八幡田 803	39-8484	11-A-3
県立宮崎病院	北高松町 5-30	24-4181	19-A-3
古賀総合病院	池内町数太木 1749-1	39-8888	7-D-2
市民の森病院	大字塩路 2783-37	39-7630	8-E-5
潤和記念病院	大字小松 1119	47-5555	15-B-1
竹内病院	霧島 2-260	26-0123	15-C-3
藤元中央病院	北川内町乱橋 3584-1	53-8282	18-C-7
クリニックうしたに	大字恒久 5065	52-8080	23-B-6
宮崎江南病院	大坪西 1-2-1	51-7575	23-A-5
迫田病院	城ヶ崎 3-2-1	51-3555	19-E-6

《宮崎市 洪水ハザードマップより》

洪水ハザードマップ（宮崎市南部）



指定避難所等一覧 ①

風水害時の指定避難所一覧

施設名	住所	車椅子 スロープ	障がい者トイレ	MAP 位置
J A 宮崎中央木花支店	大字熊野 565	○	×	8-E-3
木花公民館	大字熊野 591	○	○ (オスト)	8-E-3
木花小学校	大字熊野 10956	×	○ (オスト)	8-E-3
円南寺	大字加江田 3782	×	×	11-D-3
自然休養村センター	大字加江田 6896	○	○	14-A-2
宮崎大学 (体育館)	学園木花台西 1-1	○	×	7-E-7
木花中学校	学園木花台南 1-1	○	○	8-E-1
学園木花台小学校	学園木花台南 2-13	○	○	10-A-8
宮崎県総合運動公園 (武道館)	大字熊野 2206-1	○	○	8-E-5
宮崎県青島青少年自然の家	大字熊野藤兵衛中洲	○	○	11-B-6
鏡洲小学校	大字鏡洲 2056	○	○ (校舎)	10-B-2
島山地区複合型津波避難施設	大字熊野 1374-43	×	×	11-B-4

ライフライン

施設名	住所	TEL	MAP 位置
九州電力送配電宮崎配電事業所	橘通西 4-2-23	0120-986-962	1-A-5
NTT 西日本	広島 1-5-3	局番無 113	1-A-5
宮崎市上下水道局	鶴島 3-252	24-1212	1-A-1

救急告知施設

施設名	住所	TEL	MAP 位置
宮崎医療センター病院	高松町 2-16	26-2800	1-B-4
県立宮崎病院	北高松町 5-30	24-4181	1-A-3
クリニックうしたに	大字恒久 5065	52-8080	2-B-6
宮崎東病院	大字田吉 4374-1	56-2311	5-B-5
宮崎江南病院	大坪西 1-2-1	51-7575	2-A-5
上田脳神経外科	大字本郷北方 2703	52-3500	2-E-6
南部病院	大字恒久 891-14	54-5353	3-D-1
迫田病院	城ヶ崎 3-2-1	51-3555	1-E-6
宮崎大学医学部附属病院	清武町木原 5200	85-1510	7-C-4
城山病院	清武町船引 238	85-0036	4-D-2

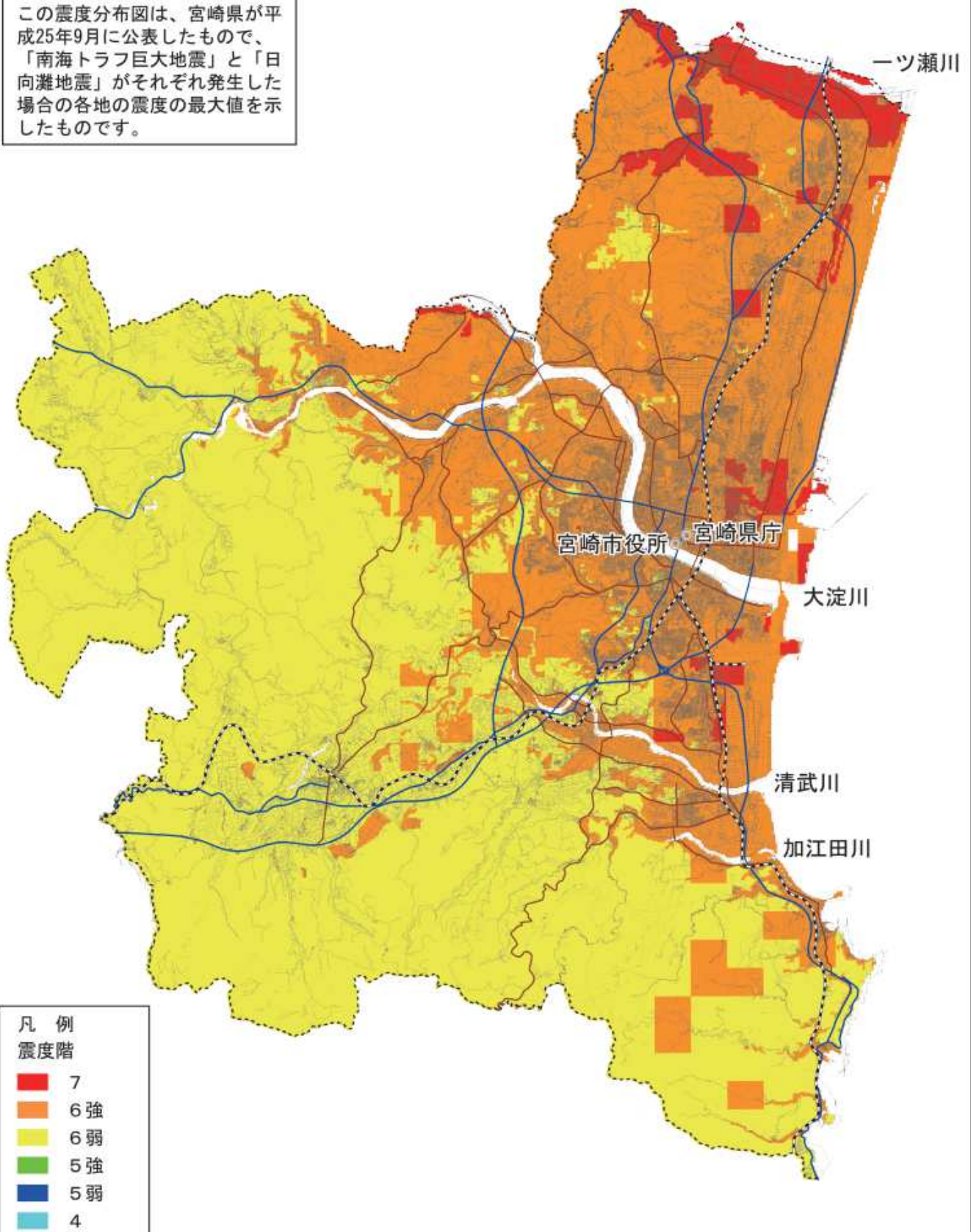
《宮崎市 洪水ハザードマップより》

主要施設

施設名	住所	TEL	MAP 位置
宮崎市災害対策本部	橘通西 1-1-1	21-1889	1-C-4
国土交通省宮崎河川国道事務所	大工 2-39	24-8221	1-A-2
宮崎県危機管理センター (宮崎県防災庁舎内)	橘通東 2-10-1	26-7064	1-C-5
宮崎県警察本部	旭 1-8-28	31-0110	1-B-6
宮崎南警察署	大字恒久 878-1	50-0110	3-C-1
南消防署	大字本郷北方 3160-1	53-0033	4-A-8
南消防署 青島出張所	青島 1-8-9	65-2397	14-A-5
赤江地域センター	大字田吉 5730-3	51-4274	3-C-1
本郷地域事務所	大字本郷南方 4061	56-0210	5-C-2
木花地域センター	大字熊野 591	58-1111	8-E-3
青島地域センター	青島西 2-1	65-1231	14-A-4
中央東地域事務所	橘通西 3-10-32	27-7871	1-A-4
小戸地域事務所	鶴島 2-18-23	35-3655	1-B-2
大淀地域事務所	大坪町西六月 2211-1	50-1111	2-A-5

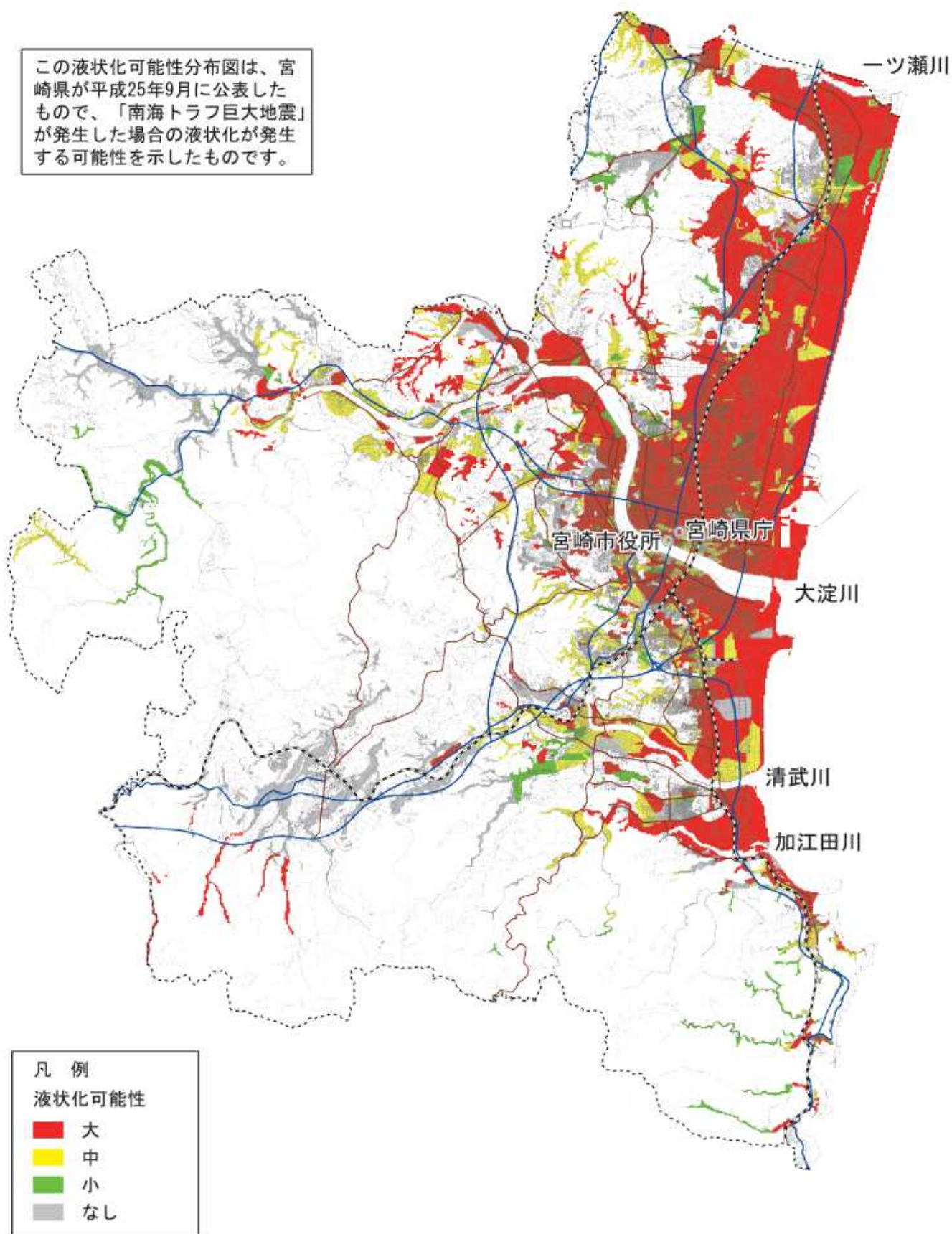
南海トラフ巨大地震による震度分布図

この震度分布図は、宮崎県が平成25年9月に公表したもので、「南海トラフ巨大地震」と「日向灘地震」がそれぞれ発生した場合の各地の震度の最大値を示したものです。



南海トラフ巨大地震による液状化可能性分布図

この液状化可能性分布図は、宮崎県が平成25年9月に公表したもので、「南海トラフ巨大地震」が発生した場合の液状化が発生する可能性を示したものです。



津 波

◆ 宮崎市にも津波被害はあるの？

宮崎市に大きな津波被害を発生させた地震として、「外所（とんとこ）地震」があります。外所地震は、1662年10月31日（寛文2年9月20日）未明に日向灘で発生したマグニチュード7.6の地震で、記録にある最大規模の日向灘地震です。

震度は6強（佐土原町）～5に及び、大淀川河口、清武川河口、加江田川河口など青島付近で3～4尺地盤が沈下し、加江田・本郷地区の一部沿岸、周囲約32km・田畑8,500石余りが殆んど海に没したとの記録があります。

地震により正連寺平野一帯（JR日南線運動公園駅付近）は水没し、入り江と化しました。清武川は地震の影響で入り江へ注ぐようになり、入り江が埋め立てられた後も加江田川へ合流していました。現在のように清武川が日向灘へ注ぐようになったのは1950年代前半のことです。

このときの津波の高さは、推定4～5mとされ、宮崎市では15名の人命が失われました。赤江村は津波の被害を受けたため、田吉村に移り、加江田神社は海没したため、現在の車坂地内に移されました。この被害を後世に伝えるため、右写真のような石碑が建立されています。



50年毎に建立される供養碑
（宮崎市大字熊野字島山）

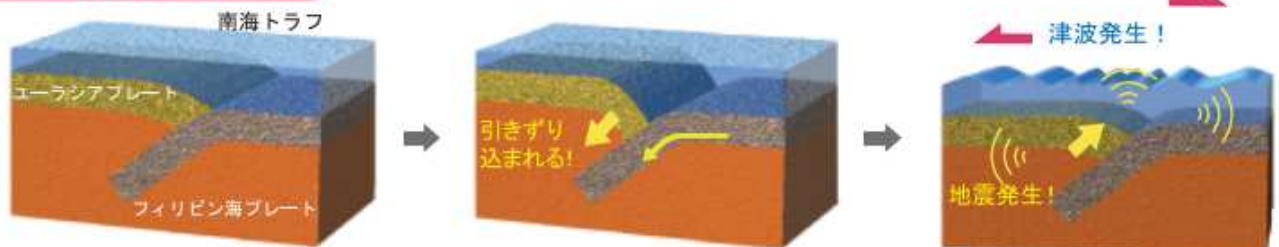
◆ 津波と高潮の違いは？

津波は、海底で発生する地震に伴う海底地盤の変動（隆起・沈降）や海底における地すべりなどによって、その周辺の海水が上下に変動することで発生します。

高潮は、発達した低気圧や台風接近時に伴う気圧降下による海面の上昇と、強風による吹き寄せによる高波やうねりが合わさって、異常に海面が高くなる現象です。

高潮でみられる**高波**は、海面の表面だけの動きですが、**津波**は海底から海面までの海水全体の動きとなります。そのため、**津波**は「水の壁」となって押し寄せてきますから、普通の波と比べて波の高さは同じでもはるかに大きな破壊力を持っています。

津波の発生メカニズム

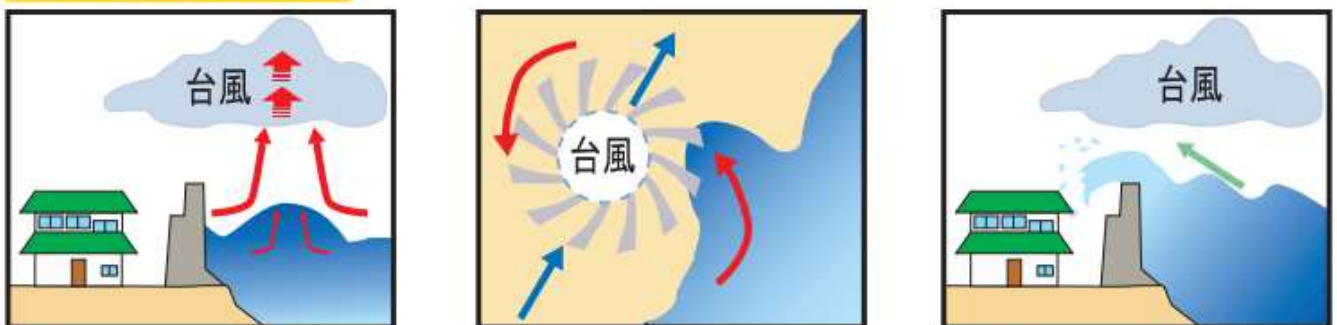


フィリピン海プレートが南海トラフからユーラシアプレートの下へ沈み込む。

フィリピン海プレートがユーラシアプレートの境界部分を引きずり込むために、ひずみが蓄積される。

ひずみが限界に達するとプレートの境界が跳ね上がり元に戻る。このとき巨大地震が発生し、海では津波が発生する。

高潮の発生メカニズム



周囲より気圧が低くなっている台風や低気圧の中心付近では、空気が海面を押す力が弱くなるため海面の吸い上げが起こり、海面が上昇します。

陸に向かって吹く強風で海水が吹き寄せられ、海面が上昇します。台風内では反時計回りに風が吹くため、進路の右側では風の速さに台風の速度が加わり、風速が速くなって吹き寄せ、高潮が発生しやすくなります。

異常に高くなった海面が、速い速度で陸地に押し寄せます。海の近くで海よりも低い所などで被害が大きく、更に防潮堤が壊れたりすると、被害が拡大します。

津波から安全に避難する心得

1. 地震後はすぐに避難

大きな地震の後には、必ず津波が発生すると考えましょう。震度が小さく、ゆっくりした揺れが長く続く地震にも注意が必要です。情報を待つより先に、まずは避難しましょう。



2. 避難は「遠く」よりも「高く」に

避難は、時間との戦いです。遠くに避難するよりも、近くにある鉄筋コンクリート造りなどの高い建物の上階に避難しましょう。



3. 避難は徒歩で

車による避難は渋滞を引き起こし、一刻を争う津波からの避難には、かえって危険です。



4. テレビ・ラジオなどで正しい情報を

避難後は、うわさや間違った情報に惑わされず、テレビ・ラジオなどで、津波の警報や注意報などを入手。正しい情報に基づいて行動しましょう。



5. 海辺や川べりには近付かない

地震の後には、護岸や堤防が崩れる恐れがあり、海辺や川べりは非常に危険です。



6. 地域での協力が大切

避難のときには隣近所にも声を掛け合い、みんなでけがや病気の人の手助けを行うなど、地域で協力し合う避難を心掛けましょう。
事前の訓練をしておかないと、うまく実施できません。



7. 水が引いても勝手に戻らない

津波は何度も襲ってきます。警報や注意報が解除になるまで、避難場所などにとどまりましょう。



あなたにもできる応急手当 救命処置 (CPR+AED)

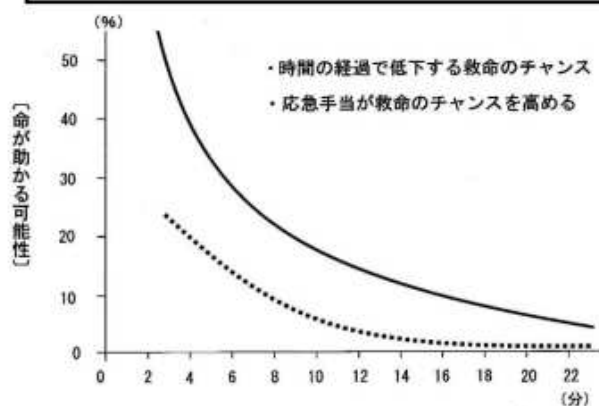
First Aid First Choice

お問い合わせ先 宮崎市消防局
 応急手当研修センター (0985)62-4119
 北消防署 (0985)32-4909
 東分署 (0985)23-4111
 南消防署 (0985)53-0033

救命のリレー - 救命の連鎖 -



(へるす出版 改訂6版 救急蘇生法の指針 2020 市民用から引用)



〔心臓と呼吸が止まってからの時間経過〕

—— 居合わせた人が救命処置をした場合
 救急車が来るまで何もしなかった場合

宮崎市消防局では、119 番通報入電から救急隊が現場に到着するまでに要する時間は、平均で約 **10** 分です。

心臓や呼吸が止まった人の命が助かる可能性(救命のチャンス)は時間とともに下がっていきます。

しかし、その場に居合わせた人がすぐに救命処置を行った場合には、行わなかった場合に比べて命が助かる可能性が**大幅に上がります**。(左図)

※一次救命処置には心肺蘇生法と気道異物除去が含まれます。

Q

突然、心臓や呼吸が止まった人の命を救うには、どうすればよいのでしょうか？
 現場に居合わせた人が応急手当を実施しても法律上の責任は問われないのでしょうか？

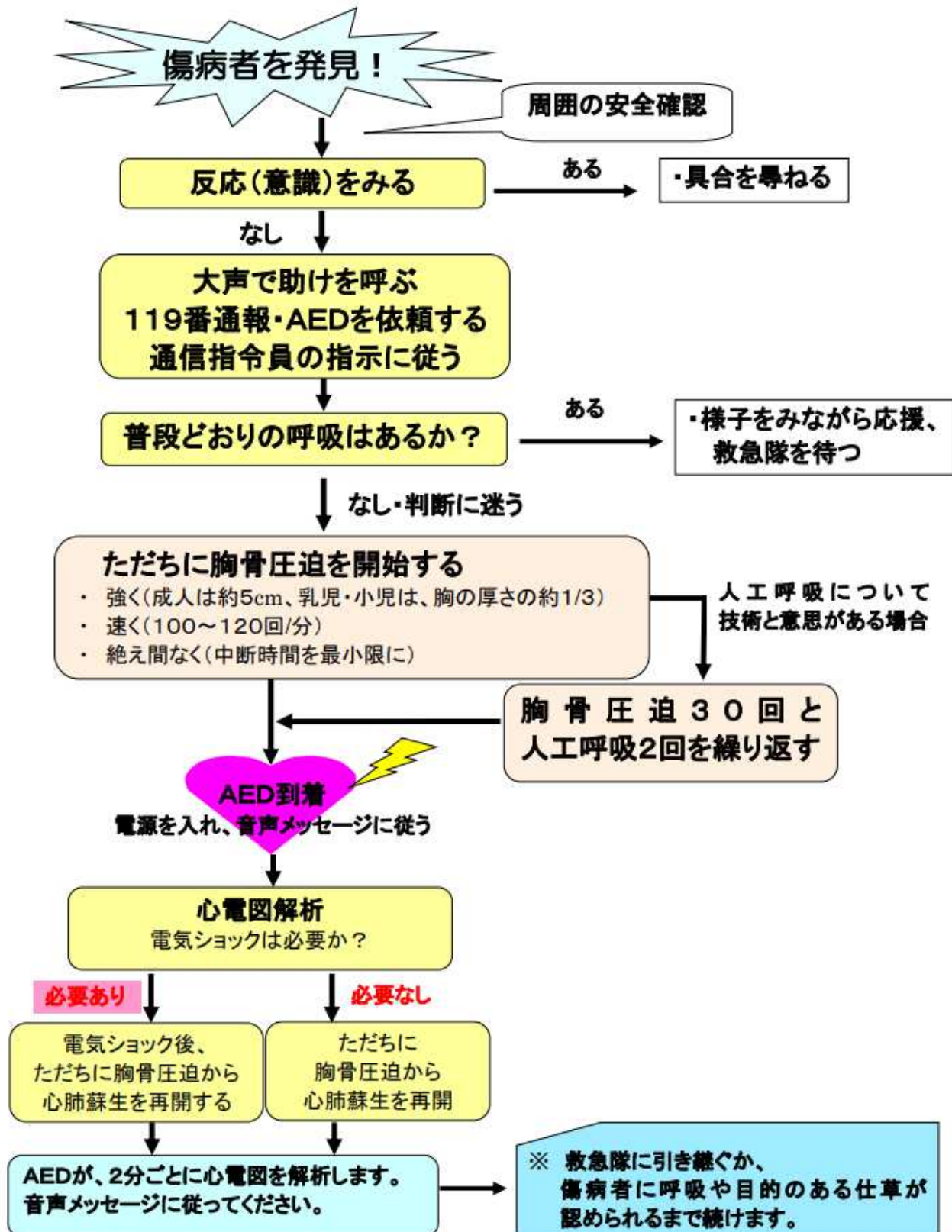
A

まず、そばに居合わせた人が、一刻も早く 119 番通報し、救命処置「心肺蘇生法(CPR)や自動体外式除細動器(AED)」を始めることが必要です。

現場に居合わせた人が善意で実施した応急手当については原則として責任を問われることはありません。

宮崎市消防局では、救命処置を行った方の心的ストレスを緩和するための相談窓口を設けています。※相談窓口 警防課救急救助企画室 電話 0985-32-4903 (平日 8:30~17:15)

心肺蘇生法の流れ（ガイドライン2020）



1 安全の確認 「周囲の安全よし！」

倒れている人の周囲（上下、左右）の安全を確認し、近づきます（自分自身の安全を確保する）。

- ①なぜ倒れているのか。
- ②自分と倒れている人に2次的な危険はないか。

2 反応（意識）の確認 「反応の確認！大丈夫ですか！大丈夫ですか！大丈夫ですか！」 「反応なし！」

やさしく肩をたたきながら、大声で呼びかけます。



反応がない場合、反応があるかないか判断に迷う場合またはわからない場合は大きな声で助けを求めます。

「誰か助けてください！人が倒れています！」

- ①目の合った人に、「この人意識がありません。あなた119番通報をお願いします」と救急車の手配を依頼します。
- ②「あなたAEDを持ってきてください」とAEDの手配を依頼します。

※誰もいない場合はまず119番通報し、近くにAEDがあれば取りに行く。

ポイント

119番通報すると、通信指令員が行うべきことを指導してくれます。電話のスピーカー機能を活用すれば両手が使えるので、指導を受けながら胸骨圧迫などが行えます。

3 呼吸の確認 「呼吸の確認 胸とお腹を見て4・5・6・7・8・9・10」



10秒以内で、胸やお腹の上下の動きを見ます。
（左図）

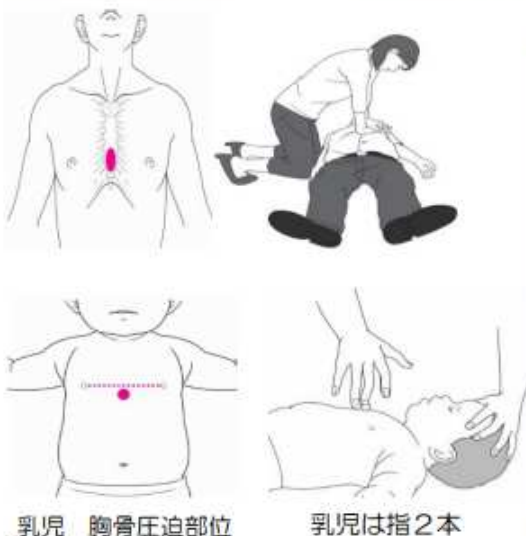
普段通りの呼吸か判断に迷う場合、またはわからない場合も心停止とみなして、胸骨圧迫を開始してください。

普段どおりの呼吸がある場合は、できるだけ体を横向きにした回復体位にします。（右図）



（回復体位）

4 胸骨圧迫 「普段どおりの呼吸なし！ 胸骨圧迫開始！」 1から30まで数えます



乳児 胸骨圧迫部位

乳児は指2本

- ①胸を押す位置の目安は、胸の真中（胸骨の下半分）
- ②ひじを伸ばし、垂直に体重が加わるよう、成人の場合、胸が約5cm沈む程度に圧迫します。
（小児・乳児の場合、胸の厚さの約3分の1沈む程度）
- ③1分間に100～120回のテンポでしっかりと圧迫します。（強く・早く・絶え間なく）
- ④圧迫と圧迫の間は、胸が元の高さに戻るよう十分に圧迫を解除する事が大切です。（圧迫位置のずれに注意してください）。
- ⑤質の良い胸骨圧迫を続けていくために、胸骨圧迫は1～2分を目安に交代してください。（交代による胸骨圧迫の中断時間をできるだけ短くするため、声をかけあう等タイミングを合わせて交代してください）。
- ⑥小児は両手又は片手、乳児は指2本を使います。
※圧迫ごとに胸が元の位置まで戻るよう力を抜きます。

5 気道確保と人工呼吸

※講習を受けていなければ、胸骨圧迫だけを実施することが推奨されています。



乳児 あご先挙上

乳児 口対口鼻人工呼吸

- ①片手で額を押さえながら、もう一方の手の指先をあご先にあてします。
 - ②頭を後に傾けるようにして、呼吸がしやすいようにします。(頭部後屈あご先挙上法)
- ※乳児は極端な頭部後屈は逆効果。

口対口の人工呼吸を2回行う。(※乳児は口対口鼻)

- ①鼻をつまむ。
 - ②大きく口を開けて、傷病者の口をおおう。
 - ③胸の上がりが見える程度、息を約1秒かけて吹き込む。
 - ④いったん口を離し、息が自然に出るのを待つ。
 - ⑤2回目の息を吹き込む。
- ※うまく胸が上がらない場合でも吹き込みは2回まで。

6 心肺蘇生法 (CPR)

胸骨圧迫 人工呼吸
30回 : 2回

※人工呼吸をためらう場合は、または吹き込みがうまくいかない場合胸骨圧迫だけを行い、人工呼吸は省略してもよいとされています。

(胸骨圧迫中断時間は10秒以内)



7 自動体外式除細動器 (AED)



正しいパッドの位置

※下着をすらしてパッドを貼る

AEDを操作するには、

- ①電源を入れる(ケースを開けると電源が入る機種もある)
 - ②音声メッセージに従う
 - ・衣服を取り除きパッドを貼る
 - ※下着が邪魔になる場合は下着を切るか、電極パッドを貼る部位を露出させる(人目にさらされないよう配慮が大切です)。
 - ・コネクターを差し込む(接続されている機種もある)
 - ・解析が自動的に開始される。
 - ③電気ショック(通電)ボタンを押す
(AEDの音声メッセージに従って行動してください)
- ※ 解析及び電気ショック時には、正確な解析と感電防止のため、傷病者に触れないこと。

注意

未就学児用パッドおよび小学生～大人用パッドの適応傷病者

	未就学児用パッド・モード (従来 小児用パッド)	小学生～大人用パッド (従来 成人用パッド)
未就学児の傷病者	◎ (推奨)	○ (可)
小学生や中学生以上の傷病者	× (不可)	◎ (推奨)

○胸が水や汗で濡れている場合は、前胸部とパッドを貼る部分をタオル等で拭き取る。

○パッドを貼る部分に貼付薬剤が貼られている場合は、はがして薬剤を拭き取る。

○ペースメーカーなどが植え込まれている場合は、ペースメーカーなどから離して貼る。

※電気ショックが必要な場合に、ショックボタンを押さなくても自動的に電気が流れる機種(オートショックAED)が2021年7月に認可されました。カウントダウン、またはブザーの後に自動的に電気ショックが行われます。この場合も安全のため、音声メッセージに従って傷病者から離れてください。

《宮崎市 心肺蘇生法の流れ (ガイドライン2020) より》

防 災 マ ニ ュ ア ル

令和 7 年 3 月改訂

国立大学法人 宮崎大学 防災対策委員会
(問い合わせ先)

施設環境部企画管理課 TEL0985-58-7997